

6 防災体制

【目次】

概要

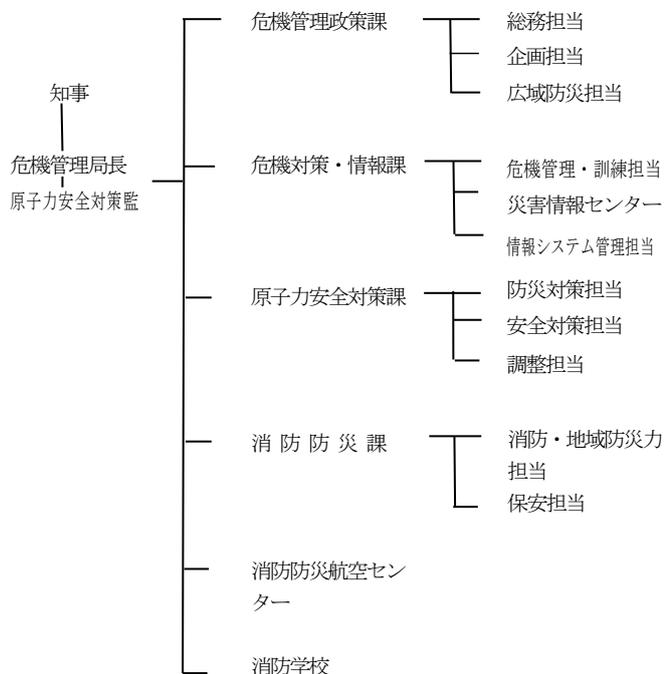
- 6-1 自主防災組織の現況
- 6-2 令和3年度災害対策啓発事業の実施状況(※削除)
- 6-3 令和3年度市町村別防災訓練実施状況
- 6-4 鳥取県防災行政無線等の施設
- 6-5 鳥取県防災行政無線通信系統図
- 6-6 鳥取県防災行政用移動系無線局配備状況
- 6-7 震度観測点一覧

■鳥取県の防災対策

鳥取県では、災害に強い鳥取県を作るため、平時には、災害時に速やかな対応ができるよう地域防災計画、企業との協定締結等の作成、防災行政無線、衛星携帯電話の整備、発災を想定した訓練、現地での実動訓練、防災フェスタの実施、地図を用いた図上訓練などを行っており、また、災害に備え、24時間2名以上が待機している。

災害時には、職員が登庁し、災害対策本部（本部長：知事）の設置、ヘリコプター等による被害状況の収集、自衛隊への災害派遣要請、近隣府県との応援、避難者へ物資や簡易設備の提供、備蓄品や調達品の提供、トイレや仮設住宅の設置等の対策を行っている。また平常時においても、メディア、HP及びあんしんトリピーメールを活用し県民へ安心安全情報の発信を行っている。

＜県危機管理局の組織(R3.4.1 現在)＞



＜県危機管理局の変遷＞

平成 11 年 7 月	防災専門職の防災監が設置された。
平成 12 年 4 月	消防防災課が消防課と防災危機管理室に分かれた。
平成 13 年 4 月	防災危機管理室が防災危機管理課と名称を改めた。 防災監及び両課が知事直属の組織となった。
平成 20 年 4 月	チーム制を導入し、防災チーム・危機管理チーム・消防チームの3チーム体制となった。 消防防災航空室が消防チームの所管となり、消防防災航空センターと名称を改めた。
平成 23 年 4 月	チーム制を廃止し、防災課、危機管理課、消防課の3課体制となった。
平成 23 年 7 月	危機管理体制の強化を図るため、防災局を危機管理局とし、危機管理政策課、危機対策・情報課、消防防災課の3課体制とした。 危機対策・情報課内に災害情報センターを置いた。
平成 24 年 4 月	原子力安全対策体制の強化を図るため、危機対策・情報課内に原子力安全対策室を設置した。
平成 25 年 4 月	原子力安全対策体制の更なる強化を図るため、原子力安全対策監（次長級）を置き、また、原子力安全対策室が原子力安全対策課に昇格した。

■令和3年度に行った主な事業等

(危機管理政策課)

(1)鳥取県災害福祉支援センター設置事業

<概要>

鳥取県西部地震から21年、鳥取県中部地震から5年を迎え、これまでの被災者支援等を踏まえ、全国に先駆けて『鳥取県災害福祉支援センター』を県が設置(県社会福祉協議会内)し、災害ケースマネジメント(※)を全県展開し、災害に強い地域づくりを進めるとともに、SDGsの理念にもある「誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくり」に取り組む。

(※)被災者一人ひとりに寄り添い、個別の被災状況、生活状況を把握して、課題に応じた支援策を組み合わせて計画を立て、連携して支援する取組

災害に備え平時からの体制整備を進めるとともに、発災後、被災市町村における被災者支援活動について、県内圏域等への広域支援の体制を整備する。

県民が「災害」について考え、地域における課題を自分のこととして捉え、そして、みんなが自分の行動を起こす“力”を高めることで、地域福祉の向上につなげる仕組みづくりを進める。

<事業の実施状況>

○センターの主な機能と実施の状況

- ・災害ケースマネジメントの普及(啓発研修、普及に関する検討会)
→啓発研修の実施、市町村への個別説明の実施、普及検討会への参加
- ・災害時において、地域での見守り活動や生活復興支援に取り組んだ経験のある団体等との連携
→中部地震の復興支援のためのボランティア活動を支援(活動に係る連絡調整等)
- ・支え愛マップづくりに取り組む地域住民の防災活動への協力・支援
→地区の避難訓練への講師派遣等(湯梨浜町、境港市)
- ・災害派遣福祉チーム(DWAT)(※)の組成と研修(基礎・スキルアップ研修、関係機関連絡会)
(※)発災後に避難所等で介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う小集団(県が派遣)
→DWAT登録者数管理(R3年度末登録者数:52名)
→基礎研修(2回)、スキルアップ研修(1回)の実施
- ・広域支援のための応援職員体制の整備(DWAT等派遣に関する応援、受援円滑化検討会)
→受入先となる避難所を設置する市町村を回りDWATを周知するとともに、資機材を整備

○専門職員の配置

災害ケースマネジメントや要配慮者の避難生活移行の福祉等体制づくりに取り組む専門職員を配置する。

(2)避難所の生活の質向上事業

<概要>

平成30年7月豪雨において、事前避難の重要性を再認識させられたにもかかわらず、令和元年東日本台風においても多くの住民が逃げ遅れることとなった。

令和元年東日本台風災害を受けて設置した鳥取県防災避難対策検討会においては、

- ・ペットがいる、子供が小さい、障がいがある、寝たきり等により避難所に行くことができず、在宅避難や車中避難を余儀なくされる人がいる。
- ・「避難所の環境が良くない。避難所生活は辛いもの。」という認識が一般化している。
- ・環境の悪い避難所生活、車中避難が避難者の健康を損なっている。(エコノミークラス症候群等)との指摘があった。

住民に避難行動を起こさせるとともに、避難所で災害関連死を発生させないためには、これらの課題を解決する必要があることから、指定避難所、福祉避難所の資機材整備等に補助することにより、「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」及び「発災時の早急な被災住民の生活環境の改善」を図る。

<事業の実施状況>

① 市町村への補助事業

区分	内容	予算額	補助率
指定避難所生活環境整備支援事業	指定避難所での福祉スペース確保など、要配慮者に対応するために必要な資機材の整備について補助する。	1,350千円	1/2 (1ヶ所当たり150千円を上限とする。)
福祉避難所事前配置資機材整備事業	市町村が指定する福祉避難所に災害時に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う。	1,800千円	1/2 (1ヶ所当たり150千円を上限とする。)
合計		3,150千円	

② 避難訓練の実施

これまで障がい児・者(医療的ケア)が参加する訓練経験が少なく、要配慮者が福祉避難所に避難した場合の医療体制や必要な備品等(県、市町村備蓄)についての不安が大きいため、県と大学が協力して訓練を行う。

(3) 支え愛マップ作成推進事業

<概要>

鳥取県では鳥取県中部地震や平成29年の豪雪時に人と人との絆を基調とした住民同士の助け合い、支え合いが多く行われており、平成29年度には鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に「支え愛避難所への支援」を明記するなど、「災害時支え愛活動」を推進している。

また、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風でも地域の防災力の強化が被害の軽減につながる事が明らかになり、昨今の災害の頻発化もあり、その重要度は年々増している。

防災意識が高まっているこの時期を逃すことなく、市町村及び市町村社会福祉協議会を中心とした支え愛マップづくり(*)の推進を通じて、災害時の要支援者への支援を確保するとともに、災害に強い地域づくりを推進する。

(*)支え愛マップづくりとは、地域住民が主体となって、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援の仕組みづくり。

<事業の実施状況>

項目	区分	内容	事業主体	形態	予算額
人材活用	防災士等の活用	「支え愛マップづくり」に取り組む自治会等へ助言などを行う専門家(防災士等)への謝金	防災士等	補助	400千円
災害時の要支援者対策	要支援者対策促進事業	「支え愛マップづくり」に取り組む自治会等への助成	自治会等	補助	1,500千円
	住民組織間交流事業	既に取り組んだ自治会等が他地区へ普及啓発する取組への助成	自治会等	補助	60千円
	ステップアップ事業	既に取り組んだ自治会等が仕組みづくりを具体化する取組への助成	自治会等	補助	1,300千円

モデル事業	支え愛マップづくりに加え、支え愛避難所の活用や避難訓練などを通じた地域の支え愛活動への助成	自治会等	補助	150千円	
関係者連絡会開催事業	知識向上及び先進的な取組、情報交換を図る等の連絡会の開催	県社協	補助	750千円	
活用事例集作成事業	先進的な取組や取組が活かされた事例の収集、事例集作成	県社協	補助	100千円	
(新規)個別支援計画作成事業	要配慮者の個別支援計画の作成を市町村の努力義務とする方針で災害対策基本法の改正が検討されており、市町村が福祉職等と連携して避難行動の支援が必要な方々の避難体制を確立させるよう計画作成を支援	市町村等	補助	950千円	
人材育成等	人材育成研修	市町村社協、市町村職員等へのマップ作成支	県社協	委託	1,603千円

		援能力の向上研修の開催経費を県社協へ助成			
	意識啓発研修	活用事例や基礎知識を学び、マップ作成に取り組む地域を増やす研修の開催経費を県社協へ助成	県社協	委託	446 千円
	避難所運営リーダー研修	地域の防災の担い手を「避難所運営リーダー」として指導・育成する、市町村職員向け研修会も実施	鳥取県	直営	360 千円
ハザードの見える化	ハザード画像の作成及び浸水 CG 等作成	「支え愛マップづくり」に取り組む地域の浸水等画像作成への助成及び浸水表示 3D ハザードマップの制作委託	市町村社協 民間委託	補助 委託	完了
合計					7,619 千円

支え愛マップづくり（促進事業）が 32 地区、支え愛マップの更新や避難訓練の実施（ステップアップ事業）が 8 地区、住民組織間交流事業が 3 地区で、それぞれ取り組まれました。

また市町村等の人材育成研修は、60 人、住民向けの啓発研修は 6 回開催し、95 人が参加し、支え愛マップづくりに関わる人材の育成を図ることができた。

避難所運営リーダー研修については、消防防災課の地域防災リーダースキルアップ研修と連携して実施した。県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、7月24日にオンラインによる開催に変更し20人が参加した。

(危機対策・情報課)

(1) 災害情報共有基盤形成事業

<概要>

ウィズコロナ時代の災害対応を実現するために情報通信技術をさらに活用して効率的な危機管理情報の収集・共有、関係者との連携強化を図るとともに県内外を問わず防災・危機管理事業について24時間対応するために民間事業者の危機管理情報集約・共有サービスを利用する。

<事業の実施状況>

事業名	事業内容	決算額	実施状況
(1) LINE と地図を活用した被害情報集約事業 【新規】	県、市町村、消防団等から LINE を通じて災害情報(写真、説明、位置)を収集し、AI が分析・集約した情報を電子地図上で表示することで、迅速な災害対応につなげる。	1,100千円	LINE の情報管理の問題から着手が遅れ、基本システムの構築のみ実施
(2) 広域災害情報共有基盤整備事業 【新規】	災害情報を全国レベルで共有し、円滑な広域支援につなげるため、全国的に一元化の取り組みが見られる基盤的防災情報流通ネットワークに参画し、インターネット上で避難、被害情報等のデータを送受信するシステムを構築する。	0千円	予算計上後に中国五県での情報連携の方針が変更されたため未執行
(3) ウィズコロナ時代の新しい災害対応ツール活用事業 【新規】	大規模災害時における県、消防等の様々な機関の対応要員と三密を回避した上で、関係者の円滑・即時な情報共有を可能とするため、インターネットによるコミュニケーションサービスを活用する。	500千円	システムの構築を行い、常時活用可能とした。(当該ツールを使用する災害はなかった)
(4) 防災・危機管理情報集約・共有サービス利用事業 【継続】	民間団体が提供する危機管理情報サービスを活用し、県・県内市町村等の防災・危機管理情報の集約・共有体制の強化・効率化を図る。	4,620千円	市町村から県への被害情報報告機能などを継続運用
合計		6,220千円	

(2) 地域衛星通信ネットワーク更新事業

<概要>

災害時等において、県内機関や市町村、消防局、国等と情報伝達・収集を行うための通信手段である防災行政無線は運用開始から15年が経過して利用年数を超え、年々保

守部品の入手が困難になり、故障時の復旧にも時間を要する状況であるとともに、最悪の場合、使用不能になることも考えられる。災害等緊急時に確実に情報伝達手段を確保できるよう衛星系防災行政無線設備を更新する。

<事業の実施状況>

本県の衛星系防災行政無線は地域衛星通信ネットワークにおいて第2世代システムと呼ばれる機器を使用しているが、令和3年度から運用開始した次世代システム(第3世代)に更新する。(第2期整備)

次世代システムは機器仕様の変更により機器が小型化しているとともに、整備費用の大幅な削減が図られている。また、映像配信では画質の向上、配信チャンネルの増加が図られる。

	工事内容	項目	整備年度	金額	備考
第1期整備	一斉指令系機器、交換機系機器等	実施設計	H30	14,501千円	実施額
		整備工事	H31~R2	712,528千円	実施予定額
第2期整備	衛星系通信機器(アンテナ、送受信機、映像装置等)	実施設計	R3~4	43,078千円	(今回予算)
		R4~5で整備工事を行う予定			

※財源は、緊急防災・減災事業債を活用(充当率100%、うち交付税措置率70%)

(原子力安全対策課)

(1)原子力防災対策

<概要>

「鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）」（災害対策基本法第40条に基づき作成）等に基づき、中国電力株式会社鳥根原子力発電所（以下「鳥根原発」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）における原子力防災対策を実施することにより、県民の安心安全を図る。

<事業の実施状況>

ア 鳥根原発に係る原子力防災対策の充実

境港市から西方約17kmの地点にある鳥根原発に係る原子力災害に備え、県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正等により、境港市全域及び米子市の一部が鳥根原発に係るUPZ（緊急防護措置準備区域（概ね30km圏））に位置付けられていることを踏まえ、原子力防災対策の一層の充実を図った。

(ア) 原子力防災連絡会議

鳥根・鳥取両県及び鳥根原発周辺30km圏6市（米子市、境港市、松江市他）の防災関係の部長級職員等で構成する「原子力防災連絡会議」において、鳥根原発に係る防災体制について協議し連携して対応を行った。

日程	議題
R3.9.6	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根地域の緊急時対応のとりまとめについて 令和3年度原子力防災訓練について 鳥根原発2号機の新規制基準審査に係る住民説明会の開催検討等について
R4.3.30	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について 令和3年度原子力防災の取り組みについて等

(イ) 鳥根地域原子力防災協議会

防災基本計画に基づき、「鳥根地域原子力防災協議会」において、関係自治体の避難計画や国の対応等をまとめた「鳥根地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的であることが確認された。その後、内閣府は、9月7日の原子力防災会議（原子力基本法に基づき内閣に設置、議長：内閣総理大臣）において協議会の確認結果について報告し、

了承された。

第1回	R3.7.30	「鳥根地域の緊急時対応」の確認について
-----	---------	---------------------

(ウ) 鳥根地域原子力防災協議会作業部会

鳥取県・鳥根県及び関係市の担当課長や関係省庁の担当者等で構成する鳥根地域原子力防災協議会作業部会を設置し、作業部会において「鳥根地域の緊急時対応」について検討・とりまとめ作業を行った。

作業部会	日程	議題
第28回	R3.4.30	「鳥根地域の緊急時対応（案）」についての今後作業
第29回	R3.5.25	PAZ内の全面緊急事態における対応について
第30回	R3.6.10	UPZ内の緊急時対応について
第31回	R3.6.30	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥根地域の緊急時対応」の作成について 「今後取り組む主な課題」への取り組み状況
第32回	R3.7.6	「鳥根地域の緊急時対応」の作成について
第33回	R3.7.29	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥根地域の緊急時対応」について 鳥根地域原子力防災協議会（第1回）の開催について
第34回	R4.3.2	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度鳥根県原子力防災訓練について 令和3年度鳥取県原子力防災訓練について

イ 訓練

(ア) 鳥根原発原子力防災訓練（鳥根県等との合同）

実施日時	令和4年2月2日（水）8:30～12:00（図上訓練） ※新型コロナウイルス感染症拡大のため、避難対応能力の練度維持に必要な訓練に限定して実施。
主催	鳥取県、米子市、境港市、鳥根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市
実施場所	鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、鳥取県原子力環境センター、鳥根原発 他
参加者	鳥取県内参加者 9機関、約50名
参加機関	鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、内閣府、中国地方整備局、鳥取地方気象台、自衛

	隊鳥取地方協力本部、中国電力株式会社、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市 他
訓練想定	積雪期に島根県東部を震源とした地震が発生後、島根原発2号機において、非常用炉心冷却装置等に設備故障が発生し、原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態に至り、その後、放射生物質が放出され、UPZ内住民一時移転（避難）が指示されることを想定。
主要訓練項目	①災害対策本部の対応の検証 ②感染症予防拡大防止対策の検証 ③積雪期における避難体制の検証
その他	鳥取県単独機動訓練を実施 8月8日：船舶避難訓練、8月21日：避難退却時検査訓練、県営避難所開設訓練 11月5日：大型ヘリ輸送訓練

	報共有方法の確認 ②オフサイトセンター訓練（上齋原オフサイトセンター） ・ オフサイトセンター参集要員を対象とした機器操作習熟等を目的とした訓練 ③実動訓練 ・ 緊急時モニタリング訓練（機動モニタリング訓練等）（原子力環境センター、三朝町内） ・ 事象進展に伴う、交通規制手順の確認訓練（三朝町内） ・ 移動式ホールボディカウンタ車や三朝町、中部消防局に配備している防災資機材（テント等）の展開訓練や給水訓練（三朝町内）
--	--

(イ) 人形峠センター原子力防災訓練

実施日	令和3年11月16日（火）
主催	鳥取県、岡山県、三朝町
実施場所	鳥取県庁、岡山県庁、中部総合事務所、原子力環境センター、上齋原オフサイトセンター、三朝町役場、鏡野町役場、人形峠センター 等
参加者	鳥取県内参加者 約70名
参加機関	鳥取県、鳥取県警察本部、三朝町、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、原子力規制庁上齋原原子力規制事務所、岡山県、鏡野町、人形峠センター等
訓練想定	人形峠センター内において塗装作業中に火災事故が発生し、六フッ化ウラン（UF6）を格納したシリンダが加熱され破損、シリンダからUF6が漏れ出し、その漏れ量が原子力災害対策特別措置法第10条に規定する量に達し、施設敷地緊急事態に発展することを想定。
主要訓練項目	・ 初動段階～災害対策本部運営段階における防災関係機関の活動、相互連携手順の確認検証 ・ 事象進展に応じた情報収集、情報発信内容及び情報整理方法の手順確認、各機関との情報共有方法の確認及び習熟 ・ 原子力防災資機材等の操作方法の習熟
訓練内容	①本部等運営訓練（県庁・中部総合事務所・原子力環境センター・三朝町役場） ・ 関係機関における事象進展に応じた情報収集発信や対応手順の確認 ・ テレビ会議による担当者会議開催を通じた情

ウ 研修・普及啓発

事業名	概要
原子力防災研修	県内の防災業務関係者が、放射線や原子力防災に係る専門知識の習得、放射線測定器の操作や災害応急対策活動など緊急時の対応等について学ぶとともに、原子力災害現地対策本部図上演習等の国等主催の原子力防災研修に参加した。
原子力防災講演会	放射線や放射線防護などについて学び、県民に原子力災害時に適切な対応や行動をとっていただくために、県民を対象とした原子力防災講演会（リモート）を開催した。 【実施状況】 ① 令和3年6月26日（土） 場所：米子市立図書館 参加者：26名 ② 令和3年6月27日（日） 場所：境港市保健相談センター 参加者：7名
放射線研修会	県民、東部・中部地域の市町や県の職員等を対象とした放射線の防護等に関する研修会を市町と連携し、開催した。 【実施状況】 令和3年9月 ※オンデマンド配信 視聴者：約100名
現地研修会（見学会）	原子力発電についての正しい知識と防災・安全対策などについて県民の方にご知っていただくため、原子力防災現地研修会（島根県原子力防災センター及び島根原発の見学会）を開催した。 【実施状況】 ① 令和3年5月24日(3名) ② 令和3年11月19日(10名) ③ 令和4年3月15日(5名)

原子力防災ハンドブックの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力防災ハンドブック（令和4年3月版）」の作成 原子力災害時における情報の入手方法、屋内退避、避難時の注意点等を中心に、住民の方々が万が一の場合に使用するという視点で内容を充実させた。緊急時の対応の他、日頃の備え、放射線の基礎知識等を掲載し、県下全戸に配布した。 ・「ととりの原子力防災2022」の作成 原子力防災対策、安全対策に関する取組状況をまとめ、県の取組の透明性の確保に繋がることを目的として作成し、市町村及び防災関係者等へ配布した。 <p>※ハンドブック、原子力防災2022ともに、県HPで公開している。</p>
原子力防災アプリ	<p>モニタリングなどの原子力防災に関する情報や避難経路や避難所等の住民避難に必要な各種情報を提供するスマートフォン用のアプリを運用した。</p> <p>ダウンロード数：延5,665（令和3年度末）</p>

エ 原子力防災資機材の整備・保守【島根原発・人形峠センター】

原子力防災及び原子力災害発生時の応急対策のために必要な資機材等の整備、保守管理等を実施した。

【主な内容】

- ・島根原発に係る個人線量計・サーベイメータ・防護服等原子力防護資機材の維持管理、緊急時に関係機関とTV会議等を行う原子力防災ネットワークシステム等の保守管理等を行った。
- ・内閣府が道府県の原子力関連資機材情報を統一的に管理する「原子力防災資機材総合管理システム（NEMS）」を導入し、本県の資機材管理をNEMSに移行し、適切な管理を行った。
- ・原子力災害時避難円滑化モデル実証事業として道路監視カメラシステム改修や道路情報表示板等の維持管理を行うとともに、避難時間推計による事業の効果検証業務を実施した。

(2)原子力安全対策

<目的>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、島根原発及び人形峠センターにおける原子力安全対策に必要な事業を実施することにより、県民の安全安心を図る。

<事業の実施状況>

ア 島根原子力発電所への対応

住民の安全・安心を確保するため、境港市から西方約1

7kmの地点にある島根原発の安全性確保について、より一層の向上を求めた。

- (ア)「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に係る協定」及び「運営要綱」の改定協議
- ・県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、平成23年12月25日に本県、米子市、境港市及び中国電力が締結した安全協定等について、契約としての法的拘束力を持つが、立地県と文言が異なるため、中国電力に協定改定を強く求めて協議を重ねた結果、立入調査や措置要求などを本県に認める協定改定について合意した。

※安全協定改定に係る協議会：令和3年10月5日、10月22日、11月4日、令和4年2月18日、3月10日

(イ) 島根原発1号機への対応（廃止措置状況確認）

- ・平成29年4月19日に認可された廃止措置計画については、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第1段階）の実施に限り了解した。
- ・現在は第1段階の廃止措置が行われており、適宜、放射線管理区域外の機器の解体撤去の状況について、現地確認を行っている。なお、令和4年3月29日に中国電力は、廃止措置の第1段階を1年延長する届出（第1段階の終了時期を令和4年度とする届出）を原子力規制委員会へ提出した。

(ウ) 島根原発2号機への対応（審査状況確認、安全協定第6条に基づく事前報告への回答）

- ・平成25年11月21日に中国電力から安全協定第6条に基づく事前報告（設置変更許可申請に係る事前報告）がなされたことを受け、平成25年12月17日に最終的な意見を留保すると回答した。
- ・平成25年12月25日の申請から数えて184回の新規制基準適合性審査の審査会合をインターネットで視聴し、中国電力から情報提供を受けることで審査状況の確認を行った。
- ・令和3年9月15日に島根原発2号機が新規制基準に合格（原子炉設置変更許可したことを受け、顧問ワーキンググループを7回、原子力安全顧問会議を2回開催し、審査結果等について審議を行った。また、住民説明会等5回）、原子力安全対策合同会議（2回）、議員全員協議会等で説明を行い、米子市と境港市の意見を踏まえた上で県議会に諮り、令和4年3月25日に中国電力に対して7つの条件を付して規制基準に係る安全対策について了解する旨を回答した。

【住民説明会等】

開催日	場所	内容	参加者数

10月24日	米子市文化ホール メインホール	<住民説明会>【説明者】 ・島根原子力発電所2号機の	109人
10月30日	SANKO 夢みなとタワー 1階多目的ホール	審査結果【原子力規制庁】 ・島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制【内閣府】	69人
11月24日	鳥取県西部総合事務所 講堂	・国のエネルギー政策【資源エネルギー庁】 ・島根原子力発電所の安全対策、必要性【中国電力】	21人
11月18日	とりぎん文化会館 梨花ホール	<避難計画説明会>【説明者】 ・島根原子力発電所2号機の	27人
11月23日	ホテルセントパレス 倉吉 カザン&チェルシー	審査結果【原子力規制庁：録画映像】 ・原子力防災の取組と広域住民避難計画等【鳥取県・米子市・境港市】	19人

(エ) 島根原子力発電所に関するトラブルへの対応

労働災害及び管理事務所のバッテリー火災	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月17日に2号機原子炉建物地下1階で作業員の転落事故が発生。 ・翌18日には管理事務所（管理区域外）に保管している投光器用リチウムイオンバッテリーが発煙する火災が発生。 ・県は、火災当日に現地確認を行い、19日及び6月9日に徹底した原因究明と再発防止策、対応状況の報告等を中国電力に申し入れた。
文書管理不備事案	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力は、原子力規制庁から平成26年に借用した文書を誤廃棄していたことを令和3年6月21日に原子力規制庁に報告。 ・県は、9月3日に再発防止の徹底等を中国電力に申し入れた。

イ 人形峠センターへの対応

(ア) 使用施設の使用変更許可（新增設計画）

- ・人形峠センターは、令和3年1月15日に原子力規制委員会へ使用変更許可を申請し、9月17日に使用変更許可を受けた。10月15日の原子力安全顧問会議より顧問意見をj得て、11月2日に三朝町とともに人形峠センターに対して了解する旨を回答した。

(イ) 人形峠センターに関するトラブルへの対応

濃縮工学施設 部品検査室での焦げ跡	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月29日、濃縮工学施設部品検査室のコンセントに焦げ跡が発見され、火災と判断された。 ・県は、翌30日に現地確認を行い、12月1日に徹底した原因究明と再発防止策、今後の
----------------------	---

	安全管理の徹底等を人形峠センターに申し入れた。
--	-------------------------

ウ 環境放射線モニタリングの実施

モニタリングシステムによる測定・監視	・固定局や可搬型モニタリングポストによる空間放射線量等の連続測定を行い、監視するとともに県民にホームページで公表した。
環境試料サンプリング調査（試料採取及び分析）	・人形峠センター周辺の平常時の環境放射線の状況を把握するため、三朝町内の土壌、樹葉、農作物、水等の環境試料の採取・分析を実施した。 ※島根原発に関する試料サンプリング調査は、原子力環境センターが実施。
モニタリング測定機器の保守点検	・島根原発及び人形峠センターに係る周辺環境放射線を測定するために、固定局（3局）、可搬型モニタリングポスト（22基）等の保守管理を行い、設備の適切な維持等に努めた。

エ 原子力専門家（鳥取県原子力安全顧問）への意見聴取

環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広い指導や助言等を得るため、鳥取県原子力安全顧問会議等を開催した。（座長：福山大学工学部名誉教授占部逸正氏 他計17名）

【原子力安全顧問会議等】

令和3年10月15日 （顧問会議：WEB）	9月17日に原子力規制委員会から受けた人形峠環境技術センターの使用施設の使用変更許可について、原子力安全顧問から意見を聴取した。
令和3年10月17日 （現地視察）	9月15日に島根2号機が新規制基準適合格（原子炉設置変更許可）したことを受けて、新規制基準対応や安全対策の実施状況について確認するため、原子力安全顧問による島根原子力発電所の現地視察を実施した。
令和3年11月8日 （顧問会議：WEB）	原子力規制庁から島根2号機の新規制基準審査結果、内閣府から原子力防災への取組、資源エネルギー庁から国のエネルギー政策、鳥取県から適合性に関する取りまとめ概要について原子力安全顧問へ説明した。
令和3年11月17日 （顧問会議：WEB）	島根2号機の新規制基準適合性審査の結果や安全対策等について、原子力安全顧問から意見を聴取した。

令和4年3月15日 (審査結果の再確認: WEB)	2月定例県議会において県議会議員から審査結果に関する多数の質問があったため、それらについて県原子力安全顧問も交えて、県及び2市職員が再確認を行った。
令和4年3月18日 (顧問会議: WEB)	米子市と境港市の原子力発電所安全対策協議会委員に実施したアンケートによる両委員の意見・質問に対して、原子力安全顧問から説明をもらった。合わせて、顧問意見に変更がないことを確認した。

オ 国等への要望

【主要要望項目】

「原子力防災対策の強化」「周辺地域を含めた安全対策」「汚染水対策」などを国へ要望した。(令和4年3月25日、3月30日)

(消防防災課)

(1)とっとり災害記録・体験伝承事業

<概要>

鳥取県では、近年、平成12年10月6日の鳥取県西部地震、平成28年10月21日の鳥取県中部地震の二度の大きな地震を経験した。これらの震災では、ボランティア等による支援に加え、住民同士の助けあいによる、鳥取県ならではの人と人、人と地域との絆の強さが発揮され、地域住民による「自助・共助」の取組が改めて見直されるきっかけとなった。

これらの貴重な体験や取組を後世に伝承するとともに、過去の経験から学び、近年相次いで発生している自然災害に備えるため、県民の防災意識の高揚を図る。

<事業の実施状況>

(1) 災害記録映像等制作事業

鳥取県西部地震、鳥取県中部地震の記録を映像化するとともに、地震の概要、被害の状況のほか当時の写真、報道、記録誌等を掲載したWEBサイト「とっとり災害記録伝承ポータル」を令和3年10月に開設した。

(2) 防災知識普及啓発事業

「鳥取県西部地震から21年フォーラム」を日野町内で開催した。

日程・場所	令和3年10月10日(日) 日野町山村開発センター
参加者数	会場参加41名のほか、オンラインやケーブルテレビ等でも公開
内容	パネルディスカッション「住民主体の取り組みとコミュニティ支援」 ～被災しても「犠牲者ゼロ」とするために、立ち上げられるために～

(2)鳥取県防災・危機管理対策交付金事業

<概要>

鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、自助・共助を担う住民等による自主防災活動や市町村による防災・減災対策を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。

<事業の実施状況>

<特別枠：25,369千円>

○鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた優れた取組であると認めた事業
【具体的取組】防災ラジオ整備事業、防災士養成事業、防災行政無線・戸別受信機整備事業、災害メール配信システム、避難態勢構築・避難所整備事業、防災専門員配置事業等

<事業割等：41,500千円>

○消防団を強化する事業（消防団員数に応じて按分）
【具体的取組】消防団安全装備資機材整備事業、消防施設維持管理、消防団員訓練研修費等
○自主防災組織を強化する事業（自主防災組織が活動範囲とする世帯数で按分）
【具体的取組】自主防災組織育成補助金、防災士資格取得事業、防災マップ作成事業等
○住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業（19市町村で按分）
【具体的取組】地域防災計画策定事業、防災訓練事業、防災行政無線整備事業等
○市町村ごとの配分については、上記事業費に調整枠を加算

(2)地域防災リーダー養成事業

<概要>

鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップを実施する（当面、平成29年度～令和3年度の実施を予定）

<事業の実施状況>

①防災士養成研修

日程、場所	・中部会場：令和3年11月20日(土)、21日(日) 倉吉体育文化会館 大研修室 ・西部会場：令和3年11月6日(土)、7日(日) 新日本海新聞社西部本社
実施内容	2021年度防災士教本の25項目のうち、12項目を講義形式（残りの13項目をレポート提出）により実施。2日目の最後に防災士資格取得試験を実施。
研修費用	11,000円（内訳：受講料4,500円、防災士教本3,500円、試験受験料3,000円）
受験者数	123名
合格者数	117名（再試験合格者を含む。）
防災士新規登録者数	142名（試験免除の特例の方を含む。なお、「職員災害応援隊等防災士資格取得事業」により、県職員4名が防災士資格を取得した。）

②スキルアップ研修

日程、場所	・第1回：令和3年7月24日(土) オンラインで開催 ・第2回：令和4年3月10日(木)～オンライン視聴
主な対象者	自治会・自主防災会員、消防団員、防災士など地域における防災活動の担い手となる方及び防災に関心のある学生等
参加者数	・第1回：20人（当初74人の予定だったが、急遽オンライン実施としたため参加減） ・第2回：県内市町村、消防局等を通じて配信視聴を案内

実施内容	<p>第1回：「避難スイッチ」「気象情報」「豪雨災害事例」に関する講演 講師：県危機管理政策課、鳥取地方気象台、静岡大学防災総合センター教授</p> <p>第2回：「地域防災力の充実強化のための講演」 (一財)日本防火・防災協会制作</p>
------	--

(3) 消防団支援・連絡調整事業

<概要>

消防団は地域防災力の中核を担う組織として求められる役割が多様化しているが、団員数の減少や高齢化が進行する中、消防団の機能を維持していくため、多様な人材が消防団に加入できるよう、消防団活動と仕事や家庭生活両立のための施策を展開する。

また、消防組織法に基づき、市町村の消防業務が円滑に行われるよう連絡調整、助言・指導、調査等を行う。

<事業の実施状況>

① 消防関係表彰の実施

消防に関して特に功労が顕著と認められる者等について、以下のとおり表彰を行った。

- ・緊急時対応表彰：北栄町消防団、湯梨浜町消防団
- ・表彰旗：南部町消防団、竿頭綬：鳥取市消防団、功労章：37名、功績章：119名

② 少年消防クラブ育成事業

既存クラブへの活動支援を行うとともに、1クラブ（湯梨浜町湯梨浜少年消防クラブ）の新規結成を支援した。（県内の少年消防クラブ数：5クラブ（R2）→6クラブ（R3）に増加）

③ 大学生等を対象とした消防団体験事業

学生防災サークル「ToCoToN FAST」（鳥取看護大・鳥取短大）と「鳥大防災Lab」（鳥取大学）の活動を支援した。

また、米子工業高等専門学校と地元消防団との交流を支援することにより、学生15名が地元消防団に加入した。

④ 鳥取県救急搬送高度化推進協議会及び3地区メディアコントロール協議会

鳥取県救急搬送高度化推進協議会を開催し、令和2年度に策定した大規模災害時等の通信途絶時における救急救命処置等の活動プロトコル（手順）の周知を行った。

また、各地区の医師及び各消防局の救急担当者と専門委員会を開催し、県内の救急医療体制について協議を行った。

⑤ 鳥取県消防協会補助金、救急振興財団負担金、緊急消防援助隊合同訓練負担金

各団体が県と協力して行う事業等に対して補助金等を交付した。

- ・県消防協会補助金：県と協力して消防活動の振興を図ることを支援した。（1,750千円）
- ・救急振興財団負担金：救急救命士の教育訓練の実施等、救急業務の高度化を推進するため設立されており、都道府県共同で事業運営費等を負担した。（4,600千円）
- ・合同訓練負担金：中・四国ブロックの緊急消防援助隊による訓練経費を負担した。（307千円）

⑥ 消防統計委託業務、標準事務費等

- ・鳥取県消防防災年報の作成などを行った。

(消防学校)

(1) 教育訓練の実施

<概要>

消防職員及び消防団員に対して、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の練成、規律の保持、共同精神の醸成を図り能率的に職務を遂行できる能力を身につける教育を目指す。

また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の構成員等に対する教育を行う。

<事業の実施状況>

○消防職員

・初任職員

新規採用職員を対象に、従来は初任教育として約6か月間実施していたが、平成28年度から初任教育と救急科を併合し初任総合教育として実施し、約7か月半にわたり消防防災業務の基礎的な知識と技術を習得させるとともに、救急隊員としての必要な知識を習得させた。

・現任職員

現任の消防職員に対して、専科教育、幹部教育、特別教育として専門性の高い教育を行った。

○消防団員教育

基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育と職務に対応した教育訓練を行い、地域における防災活動のリーダーとなるよう育成を行った。

○一般教育

一般県民を対象に応急手当を普及するため応急手当普及員講習を実施した。

※地域の自主防災組織員等を対象にした一日入校も開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、応募がなかった。

(消防防災航空センター)

(1) 消防防災ヘリコプター運航費

<概要>

消防防災ヘリコプターが持つ高速性・機動性を活用し、迅速で効果的な救急・救助・消火活動等を行うことにより、県民の安全・安心を確保する。

<事業の実施状況>

① 消防防災ヘリコプター「だいせん」(機種：AW139)

の運航

<運航体制等>

- ・ 運航日(体制)：365日体制(ただし、定期点検等による運航不能期間を除く。)
- ※ 本県防災ヘリが運航不能の場合は、相互応援協定により島根県防災ヘリ等が出動する。
- ・ 運航時間：原則、8:30～17:15(緊急時等 日の出から日没)
- ・ 運航管理責任者：消防防災航空センター所長
- ・ 消防防災航空隊：各消防局から派遣(隊長1名、副隊長2名、隊員5名)
- ・ 運航時間：民間運航会社に委託(操縦士2名、整備士3名、運航管理担当1名)

② 救急救命士の資格を有する隊員の配備 (H24年度～)

現在、3名(東部、中部及び西部消防局から各1名)の救急救命士の派遣を受けており、初動に救急処理等を行える体制を図り、救命率の向上に努めている。

③ 中国5県等による防災ヘリ運航不能時相互応援体制の推進

島根県と相互応援協定を締結し、本県ヘリが法定検査等で運航不能となった時には島根県防災ヘリの出動を要請できるようにしている。また、両県ヘリが同時に運航不能となることもあるため、中国5県で運航不能時の相互応援協定を締結しており、中国管内での応援体制を整備している。また、平成31年4月1日に兵庫県とも同様の応援協定を締結し、相互の応援体制の充実を図った。

※ 相互応援等(緊急消防援助隊の活動含む)の件数(令和3年)

- ・ 応援件数…島根県11件、広島県2件、兵庫県1件
- ・ 受援件数…島根県9件、広島県1件、兵庫県2件

④ 医師が防災ヘリに同乗する運用の取組 (H16年度～)

県立中央病院、県立厚生病院、鳥取市立病院及び鳥取大学附属病院と協定を締結し、消防防災ヘリに医師が同乗することができる体制を整備している。さらに、関西広域連

合共同運航のドクターヘリ(兵庫県豊岡病院)とは、医師が同乗に加え、平成30年度に医師がホイスト(ワイヤーによる吊り上げ・吊り下げ装置)で現場に投入できる協定を締結し、より連携した活動を行うことができる体制を構築している。

6-1 自主防災組織の現況

(令和4.4.1現在)

区分 市町村名	管内世帯数	組織数	組織されている 地域の世帯数	組織率
鳥取市	81,064	807	80,155	98.9%
米子市	68,468	344	58,820	85.9%
倉吉市	20,624	197	18,994	92.1%
境港市	15,279	52	12,247	80.2%
岩美町	4,328	16	3,829	88.5%
若桜町	1,288	32	1,114	86.5%
智頭町	2,666	76	2,382	89.3%
八頭町	6,145	133	6,141	99.9%
三朝町	2,551	62	2,548	99.9%
湯梨浜町	6,415	71	6,290	98.1%
琴浦町	6,480	154	6,480	100.0%
北栄町	5,456	57	5,142	94.2%
日吉津村	1,260	6	1,238	98.3%
大山町	5,652	166	5,526	97.8%
南部町	3,872	80	3,720	96.1%
伯耆町	3,526	89	3,526	100.0%
日南町	1,940	33	1,940	100.0%
日野町	1,295	51	1,295	100.0%
江府町	979	41	979	100.0%
鳥取県全体 (合計・平均)	239,288	2,467	222,366	92.9%

令和4年度消防防災震災対策現況調査より

(注)組織率は、組織されている地域の世帯数を管内世帯数で除したものである。

6-3 令和3年度市町村別防災訓練実施状況

市町村名	区分	訓練回数 (延べ回数)	訓練の目的(回数)					訓練の形態(回数)		
			風水害	地震	大火災	土砂災害	その他	実動訓練	図上訓練	通信訓練 その他
鳥取市		3	2	1		1		1	2	
米子市		5	1	3			1	3		2
倉吉市		1				1		1		
境港市										
岩美町		9					9	9		
若桜町		1	1			1				1
智頭町										
八頭町		7	2	1		2		5		2
三朝町		2				2		2		
湯梨浜町										
琴浦町										
北栄町		1	1			1		1		
日吉津村		1		1				1		
大山町										
南部町		2	1	1				1	1	
伯耆町		2		1			1	2		
日南町										
日野町		1		1				1		
江府町		1		1				1		
合計		36	8	10	2	6	11	28	3	5

令和4年度消防防災震災対策現況調査より

6-4 鳥取県防災行政無線等の施設

(1) 鳥取県防災行政用無線施設(令和4. 4. 1現在)

ア 地上系無線局(固定系及び移動系)

区 分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
統 制 局	鳥取県庁	1	固定局 1
支 部 局	総合事務所	5	固定局 5
中 継 局	中継局	8	固定局 8 携帯基地局 4
移 動 局			陸上移動局 52 (うちMCA局 51) 携帯局 41
合 計	県施設	14	(固定通信系) 固定局 14 (移動通信系) 携帯基地局 4 陸上移動局 52 携帯局 46

イ 衛星系無線局

区 分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
統 制 局	鳥取県庁	1	地球局 1
支 部 局	総合事務所	5	VSAT地球局 6
端 末 局	県出先機関	1	VSAT地球局 1
	市町村	19	VSAT地球局 19
	消防機関	3	VSAT地球局 3
	防災関係機関	1	VSAT地球局 1
可 搬 局	可搬局		地球局 1
合 計	県施設 市町村 消防機関 防災関係機関	7 19 3 1	(固定通信系) 地球局 1 VSAT地球局 30 (移動通信系) 地球局 1

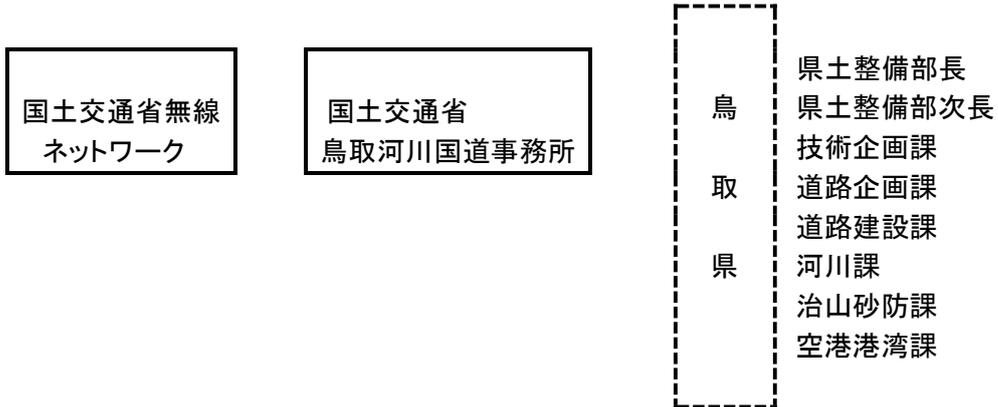
(2) その他の防災用無線施設(令和4. 4. 1現在)

ア 無線局数

区分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
水防道路用(無線局)	鳥取県庁	1	固定局 1

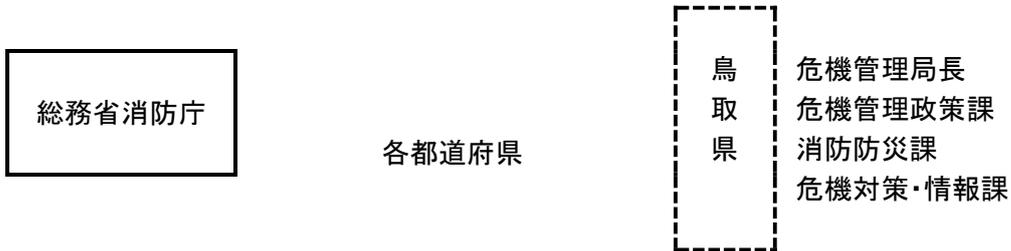
(注)消防防災用無線、中央防災無線は、水防道路用無線局の回線を利用している。

イ 水防道路用無線



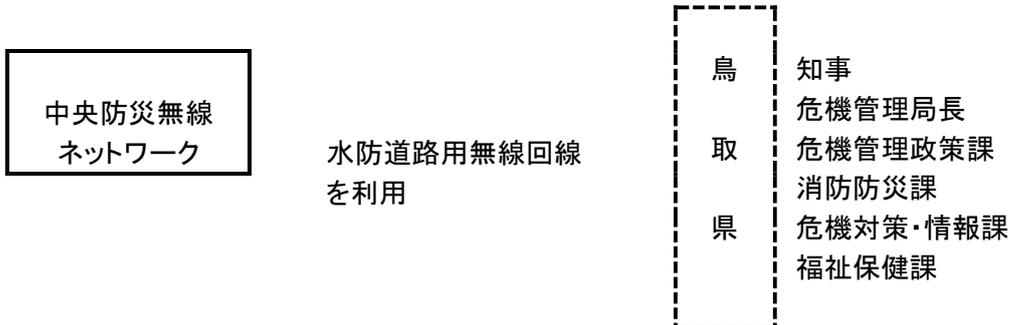
(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で国土交通省無線ネットワークに編入している。

ウ 消防防災用無線



(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で消防庁無線ネットワークに編入している。

エ 中央防災無線(緊急連絡用無線回線)



(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で中央防災無線ネットワークに編入している。

6-6 鳥取県防災行政用移動系無線局配備状況

(R4.4.1.現在)

【陸上移動局、携帯局】

呼出名称	種別	所管課所	主な移動範囲	備考
防災鳥取 37	携帯局	危機管理局(厚生病院)	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 38	携帯局	危機管理局(中央病院)	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 94	携帯局	危機管理局(鳥取県土整備事務所)	鳥取市、岩美郡	防災相互波
防災鳥取 95	携帯局	危機管理局(八頭県土整備事務所)	八頭郡	防災相互波
防災鳥取 96	携帯局	危機管理局(中部県土整備局)	倉吉市、東伯郡	防災相互波
防災鳥取 97	携帯局	危機管理局(米子県土整備局)	米子市、境港市、西伯郡	防災相互波
防災鳥取 98	携帯局	危機管理局(日野県土整備局)	日野郡	防災相互波
防災鳥取 99	携帯局	危機管理局	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 201	陸上移動局	西部総合事務所	米子市	防災相互波
防災鳥取 航空隊2~3	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊5~9	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊13~14	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊17~18	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊301~303	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 ヘリ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 ヘリテレ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ東部	携帯局	危機管理局(消防防災航空センター)	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ中部	携帯局	危機管理局(中部消防局)	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ西部	携帯局	危機管理局(西部消防局)	鳥取県全域	ヘリテレ波
消防鳥取 航空隊301~303	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 航空隊101~109	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 航空隊201~204	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 ヘリ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波

6-7 震度観測点一覧

(令和4.4.1現在)

市町村名	震度観測点名称 (震度発表名称)	管理者	県震度情報NW システムで監視	備考
鳥取市	鳥取市吉方	気象庁		
	鳥取市吉成	防災科研	○	
	鳥取市国府町宮下	県	○	
	鳥取市福部町細川	県	○	
	鳥取市河原町渡一木	県	○	
	鳥取市用瀬町用瀬	県	○	
	鳥取市佐治町加瀬木	県	○	
	鳥取市気高町浜村	県	○	
	鳥取市鹿野町鹿野	県	○	
	鳥取市鹿野町鹿野小学校	防災科研		
	鳥取市青谷町青谷	県	○	
米子市	米子市博労町	気象庁		
	米子市東町	防災科研	○	
	米子市淀江町	県	○	
倉吉市	倉吉市岩倉長峯	気象庁		
	倉吉市葵町	防災科研	○	
	倉吉市関金町大鳥居	県	○	
境港市	境港市東本町	気象庁		
	境港市上道町	県	○	
岩美町	岩美町浦富	気象庁	○	
若桜町	鳥取若桜町若桜	県	○	
智頭町	智頭町智頭	気象庁	○	
八頭町	八頭町郡家	県	○	
	八頭町船岡	県	○	
	八頭町北山	県	○	
三朝町	三朝町大瀬	県	○	
北栄町	北栄町土下	県	○	
	北栄町由良宿	県	○	
湯梨浜町	湯梨浜町久留	県	○	
	湯梨浜町泊	県	○	
	湯梨浜町龍島	県	○	
琴浦町	琴浦町徳万	県	○	
	琴浦町赤碕	県	○	
	琴浦町赤碕中学校	防災科研		
日吉津村	日吉津村日吉津	県	○	
大山町	大山町末長	県	○	
	大山町御来屋	県	○	
	大山町赤坂	県	○	
南部町	鳥取南部町法勝寺	県	○	
	鳥取南部町天萬	県	○	
伯耆町	伯耆町吉長	県	○	
	伯耆町溝口	県	○	
日南町	日南町霞	県	○	
	日南町生山	防災科研		
日野町	鳥取日野町根雨	県	○	
江府町	江府町江尾	県	○	
合計	県	34	34	
	気象庁	6	2	
	防災科研	6	3	
	全体	46	39	

注(1)気象庁の震度発表対象となっている観測点について記載

(2)防災科研:独立行政法人 防災科学技術研究所